令和６・７・８年度
佐倉市生活困窮者自立支援事業委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

佐倉市

福祉部社会福祉課

このプロポーザルは、佐倉市（以下「市」という。）が受託者に委託する「令和6・7・8年度 佐倉市生活困窮者自立支援事業委託」（以下「本事業」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者から公募型プロポーザルにより広く提案を募り、提案内容、事業実施の能力等の審査を行い、最も事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

1．事業概要

(1) 事業名称

令和6・7・8年度 佐倉市生活困窮者自立支援事業委託

(2) 事業の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

法第3条第2項から第5項および第7項に規定する①自立相談支援事業、②就労準備支援事業・家計改善支援事業、③生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、および④アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業、⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する。

なお、上記事業はすべて一体的に実施するものとし、個別の事業のみでの応募はできません。

※各事業の詳細は、「令和6・7・8年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託仕様書」にて確認すること。

(4) 事業期間および事業時間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く、午前8時30分から午後5時15分までを原則とする。社会情勢や相談者の状況によっては、事業期間外や時間外での対応が必要となる場合があることに留意すること。

なお、契約締結日から令和6年3月31日までの期間を事業の引き継ぎを含む準備期間とする。

(5) 事業の場所

相談支援等の活動拠点となる窓口は、佐倉市役所庁舎内（千葉県佐倉市海隣寺町97番地）に設置する。

また、活動拠点（アウトリーチ用を想定）として、佐倉市の福祉拠点である西部・南部地域福祉センターを利用すること。

なお、この規定は、前述の相談支援等の窓口又は活動拠点に加え、別に窓口等を設けることを妨げるものではない。

※追加設置の条件等、詳細は「令和6・7・8年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託仕様書」にて確認すること。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 委託限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

総額　148,236,000 円

（内訳）

令和 5 年度：　0 円
令和 6 年度：　49,412 千円
令和 7 年度：　49,412 千円
令和 8 年度：　49,412 千円

（各事業の単年度当たり限度額）

① 自立相談支援事業　22,500,000 円以内
② 就労準備支援事業、家計改善支援事業（合計）　11,692,000 円以内
③ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業　3,017,000 円以内
④ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業 6,342,000 円以内
⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業　5,861,000 円以内

※各事業は、限度額以内で実施すること。
※ただし、一定の条件を満たした場合に限り、事業内の金額の移動を認める。（詳細は、仕様書にて確認すること）
※経費の積算内訳を明確にすること。
※各事業の単年度当たり限度額は、予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額となっていることに留意すること。

(8) 支払方法

検査後払い（月払い）とする。

(9) 契約保証金

佐倉市財務規則（平成元年度佐倉市規則第 6 号）第 147 条による。

2. 参加資格

本事業のプロポーザルに参加する提案者は、公募日現在において次の要件の全てを満たす法人とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）。
(2) 佐倉市契約事務要綱（平成 13 年 4 月 1 日制定）第 4 条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。なお、入札参加資格者名簿に登録していない場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、資格審査を行ったうえでプロポーザルに参加することができる。
（ア）法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
（イ）財務諸表
（ウ）法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（いずれも滞納がないことを証明するものに限る。）

（エ）印鑑証明書

(3) 前条に定める者のほか、次の各号に定める要件を満たすことにより、複数の団体から構成される共同事業体で参加することができる。

（ア）構成団体がすべて法人格を有する団体であること。

（イ）このプロポーザルにおいて、単独で参加する、もしくは他の共同事業体の構成員となっていないこと。

（ウ）構成団体すべてが、前号（ア）から（エ）に掲げる書類を提出すること。

（エ）各構成団体の名称とは別に、共同事業体の名称を定めること。

（オ）構成団体の中から代表団体（1 団体）を定め、他の構成団体から代表団体に対する、様式 9「共同事業体に関する委任状」を作成し、市へ提出すること。

（カ）構成団体すべてで共同事業体協定書を締結し、本事業を受託した場合の事業の履行に対する役割分担や費用分担などを明確にするほか、市に対しては連帯して責任を負うことを明確にすること。

(4) このプロポーザル参加に関する意思表示の書類の提出期限から受注候補者を特定する日までの間、次に掲げる資格要件のいずれかに該当しない者であること。

（ア）「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱」（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けた者。

（イ）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又は受注候補者特定日前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

（ウ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

（エ） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(5) 配置予定の支援員について、「令和 6・7・8 年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託仕様書」に掲げる要件を満たしていること。

(6) 再委託等の禁止

受注者は、本事業の全部または一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。

ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合は、当該事業の一部を第三者に請け負わせ、または委託することができる。

なお、２分の１を超える再委託は認められないので留意すること。

(7) 同一の法人又は代表者（共同事業体の構成事業者も含む）が重複して参加表明をしていないこと。

3. 質問及び回答

(1) 本事業に関する質問は、様式 2「質問書」により提出すること。

(2) 質問書の提出期限は、令和 6 年 1 月 12 日（金）午後 5 時 15 分までとする。

(3) 質問書の提出方法は、電子メールにより行うこととする。

（ア）電子メールの件名は、【法人名称：令和６・７・８年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託質問書】とすること。

なお、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、ファクシミリでの提出を認める。

※　電話及び直接来庁による質問には回答しない。

（イ）行き違い防止のため、提出した旨の電話連絡（043-484-6135）を必ず行うこと。

（ウ）提出先

【電子メール】shakaifukushi@city.sakura.lg.jp

【ファクシミリ】043-486-2503（やむを得ない事情と市が認めた場合のみ）

(4) 質問書に対する回答は、令和６年１月 19 日（金）午後５時 15 分までに佐倉市福祉部社会福祉課ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

なお、質問に対する回答内容は、本募集要領その他公告された資料と一体の追加又は修正として取り扱うものとする。

4. 参加申込

(1) 提出書類・提出部数

別添「佐倉市生活困窮者自立支援事業委託 提出書類一覧表」を参照のこと。

（提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法(平成４年法律第 51 号)に基づくこととする。）

(2) 提出期限

令和６年１月 26 日（金）午後５時 15 分まで

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、佐倉市役所福祉部社会福祉課窓口（佐倉市役所４号館１階）へ直接持参すること。

※提出可能時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする（佐倉市役所の閉庁日を除く）。

(4) 様式５「法人概要」の留意事項

（ア）概要欄には、事業概要を記載すること。なお、文字数がオーバーする場合、２ページ以内に収めること。その場合、両面使用を可とする。

(5) 事業実績調書の書式等

（ア）用紙はＡ4 横書き表示とし、２ページ以内に収めること。２ページに及ぶ場合、両面使用を可とする。

（イ）用紙方向は縦長を原則とするが、横長の場合は上辺で綴じこむこと。

（ウ）余白は、縦長の場合は左辺に、横長の場合は上辺に 25㎜ 以上の余白を設けることとし、文字サイズは、10．5pt 以上とすること。

(6) 様式７「配置予定支援員調書」の留意事項

（ア）それぞれの支援員欄の左上に、担当予定の職種を記入すること。

（イ）資格・研修は、保有・修了していることが明らかとなる資料の写しを添付すること。

（ウ）実務実績欄の従事期間は、月単位まで記入すること。

(7) 企画提案書の書式等

（ア）用紙はA4横書き表示とし、両面使用を可とする。総ページは20ページ以内とする（表紙及び白紙ページを除く）。見積書類については10ページ以内とする。なお、別に添付するカタログ・パンフレット等はそれらに含めないものとする。

（イ）用紙方向は縦長を原則とするが、横長の場合は上辺で綴じこむこと。

（ウ）余白は、縦長の場合は左辺に、横長の場合は上辺に25㎜以上の余白を設けることとし、文字サイズは、10．5pt以上とすること。

（エ）各項目に見出しを付けること。

（オ）縦長ページは右下（両面使用時の見返しページは左下）、横長ページには上綴じした際の左下（両面使用時の見返しページは左上）にページ番号を付番すること。

（カ）企画提案書の記載すべき事項については、次の（7）企画提案書の記載事項を参照のこと。

(8) 企画提案書の記載事項

（ア）企画提案書は、方針・手法・効果等について詳細に記載すること。

①「令和6・7・8年度佐倉市生活困窮者自立支援事業委託仕様書」の内容を遵守した内容とすること。

②複数事業者による共同実施や一部再委託（再委託については「2．参加資格（6）再委託等の禁止」を参照）を想定している場合は、その役割分担等を明確にすること。

（イ）企画提案書に記載する内容は、別添「令和６・７・８年度佐倉市生活困窮者自立支援事業に係る提案評価基準」のとおりとする。提案に際しては、大分類・中分類・小分類の見出しを付けること。また、評価の視点を意識した提案とすること。

(9) 見積金額

（ア）「1．事業概要（7）委託限度額」に示した各事業の限度額以内とする。

（イ）委託料の対象経費費目は次のとおりとし、費目ごとに以下の順番で記入すること。

①給料、②職員手当等、③共済費、④報酬、⑤報償費、⑥旅費、⑦賃金、⑧需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、物品の修繕料）、⑨役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、会議費、⑩委託料（あらかじめ書面により市の承認を得た場合に限り認める）、⑪使用料及び賃借料、⑫備品購入費（単価30万円未満）、⑬負担金

（ウ）事業ごとに積算内訳が分かるよう、経費の積算内訳は対象経費の費目ごとに単価、個数、日数、間接経費率、消費税率等の加減乗除を記載して金額を算出し、事業ごとに経費を合計して記載すること。

なお、経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則、切り捨てとする。

ただし、委託先で定める各種規程等において端数処理方法を規定している場合、市担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、当該規程の適用を認める。

(10) 提出書類の取扱

（ア）提出書類等の記載内容に関する責任は、応募事業者が負うものとする。

（イ）提出書類等の作成費、旅費等の本プロポーザルに要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

（ウ）提出書類等は、本プロポーザルで必要な場合に複製して使用することがある。

（エ）提出された書類は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとする。ただし、佐倉市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示する可能性があり、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意する等、適切な措置を講じることとする。

（オ）提出された書類は、返却しないものとする。

(11) 留意事項

（ア）提出後における書類の追加、修正及び再提出は、原則認めない。

（イ）内容は、それを提出した者（以下「提案者」という。）が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

（ウ）仕様書は必要最低限の要件を定めたものであるので、その内容を満たす代替提案についても認めるものとする。

（エ）仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本事業に必要と考える事業がある場合は、提案できる。この場合においては、当該事業に係る経費について、提出する見積書及び見積内訳書に反映しなければならない。

（オ）提案見積書の額が委託限度額を超える場合は、失格とする。

（カ）提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義等が生じた場合は、後日、必要に応じて市から確認事項の照会を行うことがある。

5. 審査方法

(1) 審査は書類審査（1 次審査）と、提案プレゼンテーション及びヒアリング（2 次審査）により、後段　6. 評価方法　に定める評価基準に基づき審査する。

(2) 書類審査（1 次審査）は、提出書類による審査を行い、提案者が 4 者以上の場合には、2 次審査の出席要請者として上位 3 者を選定する。

なお、提案者が 1 者のみの場合であってもプロポーザルは実施する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（2 次審査）では、提案プレゼンテーションと企画提案書等の内容から、総合的に判断し、候補者及び次点候補者を選定する。

なお、提案書内容と著しく異なる事実が判明した場合は、失格または減点することがある。

（ア）提案プレゼンテーション及びヒアリング実施概要

①日時　令和 6 年 2 月 9 日（金）（予定）

②場所　佐倉市役所（市指定場所）
③人数　3名以内（共同事業体による申請の場合は、6名以内）
④提案プレゼンテーション時間
・提案者からの説明時間として40分以内
・市からの質問時間として20分以内
⑤機器類の準備
・プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、市が準備する。
・その他、必要な機器は、提案者が準備すること。
⑥提案プレゼンテーションは、非公開で実施する。ただし、委員会の指名したオブザーバー、事務局職員については例外とする。

6．評価方法
(1) 1次審査は、提案者が提出した企画提案書等の提出書類が本要領の定めに従っているかを、別添「佐倉市生活困窮者自立支援事業委託 提出書類一覧表」で確認する。
(2) 1次審査においては4者以上の参加申込があった場合、見積金額がより安価である者の提案から順次3者まで2次審査進出者を決定することとし、見積金額も同額である場合には、くじ引きにより決定する。
(3) 2次審査は、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング対応能力について、別添「令和６・７・８年度佐倉市生活困窮者自立支援事業に係る提案評価基準」に基づき各委員が評価を行う。
(4) 上記（3）の評価点を合計し、委員の数で除した数値を評価点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位で四捨五入する。［評価点が満点の6割に満たない場合は、参加者が1者でも選定しないものとする。］
(5) 2次審査においては、候補者又は次点候補者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者の提案を採用することとし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定する。くじ引きについては、委員長立会いの下、同点提案者の代表者もしくは担当者が行うこととする。

7．審査結果
(1) 1次審査結果は、令和6年2月2日（金）以降に結果のいかんにかかわらず書面にて通知するとともに、佐倉市ウェブサイトにて公表する。ただし、応募者が3者以下の場合は、佐倉市ウェブサイトへの公表は省略する。
(2) 2次審査結果は、令和6年2月16日（火）以降に結果のいかんにかかわらず書面にて通知するとともに、佐倉市ウェブサイトにて公表する。
(3) 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせについては、一切応じない。

8．契約手続
(1) 審査の結果、候補者と提出された企画提案書等及び提案プレゼンテーションの内容に基づき、詳細設計及び契約内容に関する協議の上、随意契約により契約を締

結する。契約手続は、佐倉市財務規則に定めるところにより行い、佐倉市の標準契約書を使用する。

ただし、次のいずれかに該当し、候補者と契約が締結できない場合には、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

（ア）候補者が審査後に本募集要領の「2. 参加資格」に定める参加資格を満たすことができなくなった場合

（イ）候補者と契約交渉が成立しない場合

（ウ）その他の理由により候補者と契約の締結が不可能となった場合

（エ）契約締結後に本提案における失格事由（「2.参加資格」に掲げる要件を一つでも満たさないこと、又は「11. その他（1）失格」事項のいずれかに該当することをいう。）、または不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとする。

9. 日程

（1）全体スケジュール

区分	項　　目	日　　程
1次審査	公募型プロポーザルの公告	令和5年12月28日（木）
	質問書提出期限	令和6年　1月12日（金）まで
	質問に対する回答期限	令和6年　1月19日（金）
	応募書類提出期限	令和6年　1月26日（金）
	1次審査（書類審査）	令和6年　1月26日（金）から 令和6年　2月　2日（金）まで
	1次審査結果通知	令和6年　2月　2日（金）
2次審査	2次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年　2月　9日（金）
	2次審査結果通知	令和6年　2月16日（火）
契約	委託契約締結	令和6年　3月15日（金）

※上記スケジュールは今後の社会情勢等により変更する場合がある。

※同点の場合に実施するくじ引きは、1次審査において2月2日（金）、2次審査においては発注者が指定する日に行う。

10. 問い合わせ先

（1）事務局

担当部署　　佐倉市役所福祉部社会福祉課

担当者　　生活困窮担当　井上・新井・齋藤

所在地　　〒285-8501　千葉県佐倉市海隣寺町97番地

連絡先　　(電話)043-484-6135　(FAX)043-486-2503

電子メール　　shakaifukushi@city.sakura.lg.jp

11. その他

(1) 失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（ア）期限までに必要書類を提出しない場合

（イ）提出書類、提案プレゼンテーション又はヒアリングの内容に虚偽が認められた場合

（ウ）本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合

（エ）企画提案書等の提出期限後に、見積書及び見積内訳書内の金額の修正を行った場合

（オ）見積書及び見積内訳書の金額が、本要領「1．事業概要（7）委託限度額」に定める委託限度額を超過した場合

（カ）本要領に示す要件を満たしていないと認められる場合

（キ）前各号に定めるもののほか、市又は委員会が不適格と認めた場合

(2) 参加申込書・企画提案書提出後から候補者の決定前までに辞退する場合は、参加辞退届を提出するものとする。なお、辞退により今後の市の事業において不利益な扱いを受けるものではない。

(3) 審査において候補者に選定された者が、正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

12．別添様式等

(1) 様式１：参加表明書

(2) 様式２：質問書

(3) 様式３：参加表明書（共同事業体）

(4) 様式４：参加辞退届

(5) 様式５：法人概要

(6) 様式６：役員等名簿

(7) 様式７：配置予定支援員調書

(8) 様式８：一部事業委託（再委託）計画書

(9) 様式９：共同事業体委任状（共同事業体）

(10) 参考様式：共同事業体協定書

(11) 参考様式：見積内訳書